

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百七十九号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年五月一日から適用する。

令和五年四月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇二十九 (略)</p> <p>三十 膜構造を用いた生理学的精子選択術</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>不妊症(卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものに限る。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 削除</p> <p>一〇五十四 (略)</p> <p>一〇五十五 削除</p> <p>一〇五十六〇七十 (略)</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇二十九 (略)</p> <p>三十 膜構造を用いた生理学的精子選択術</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>不妊症(卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであつて、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 骨髄由来間葉系細胞による顎骨再生療法 腫瘍、顎骨髄炎、外傷等の疾患による広範囲の顎骨又は歯槽骨欠損(上顎にあつては連続した三分の一顎程度以上の顎骨欠損又は上顎洞若しくは鼻腔への交通が認められる顎骨欠損に限り、下顎にあつては連続した三分の一顎程度以上の歯槽骨欠損又は下顎区域切除以上の顎骨欠損に限り、歯槽骨欠損にあつては歯周疾患及び加齢による骨吸収を除く。)</p> <p>一〇五十四 (略)</p> <p>一〇五十五 遺伝子パネル検査による遺伝性網膜ジストロフィーの遺伝子診断 遺伝性網膜ジストロフィー</p> <p>一〇五十六〇七十 (略)</p>